

**前回の議論(意見)のポイントをまとめると、大きくは次の3点に集約****(1)施設のあり方について**

- ➔ 資産価値を最大化する視点、施設のあり方を判断する上での基準(利用状況、特性等)・見直しのターゲット・バランス・再配置を検討する際の視点(地域の活性化等) 等

**県の考え方** 今年度、全ての建築物を対象に施設評価(施設の棚卸し)を実施。今後も、個別の見直し検討を継続的に実施するとともに、建築物の整備時における「総量抑制」の方針を「マネジメント基本方針」の中で明確化  
また、今後とも、既存施設の見直しや更新等の計画の検討にあたっては、費用面はもとより、地域の活性化やサービス向上などにも留意

**(2)サービスや負担のあり方、施設価値について**

- ➔ サービスの世代間バランス、持続可能性、指定管理のあり方(コスト、サービス、裁量拡大、純便益)、利用料など歳入面での対応 等

**県の考え方** 既存の公の施設については、コストとサービスのバランスや指定管理者制度のメリット発揮にも留意しつつ、一層のサービス向上を図る。  
また、施設の新増設や更新時には特に、民間活力の活用(PFI等)も図りながら、歳入確保・歳出削減、サービス向上を図るための方針を具体的に検討

**(3)負担の平準化、県財政への影響等について**

- ➔ 財政負担の平準化を図るための方策と具体の対策後の姿 等

**県の考え方** 後年度の財政負担の縮減・平準化を図ることは重要な課題であり、「施設総量の適正化」、「施設の長寿命化」、「計画的な更新・改修等」の取組を計画的に実施

**(1)施設のあり方について****【主な意見】**

- ① 資産価値を最大化するための集約化や転用の視点。利用自体も、場所も含めて運営方法を改善するなどの視点を入れるべき。(田中委員長)
- ② 建築物については利用状況等を加味してつぶす・つぶさないを議論することも必要。ターゲットを方針中で明らかにしてほしい。(浅野委員)
- ③ 施設の総量適正化やあり方を考える際には、施設の再配置による地域の活性化といった視点も持つべきではないか。(山田委員)
- ④ 公営住宅、病院については特に、どのようなバランスで考えていくか、あり方議論が大切となるのではないか。(浅野委員)
- ⑤ 公営企業施設は、料金収入が前提となる施設であり、建築物やインフラ施設と同様に考えることはできない。(山田委員)

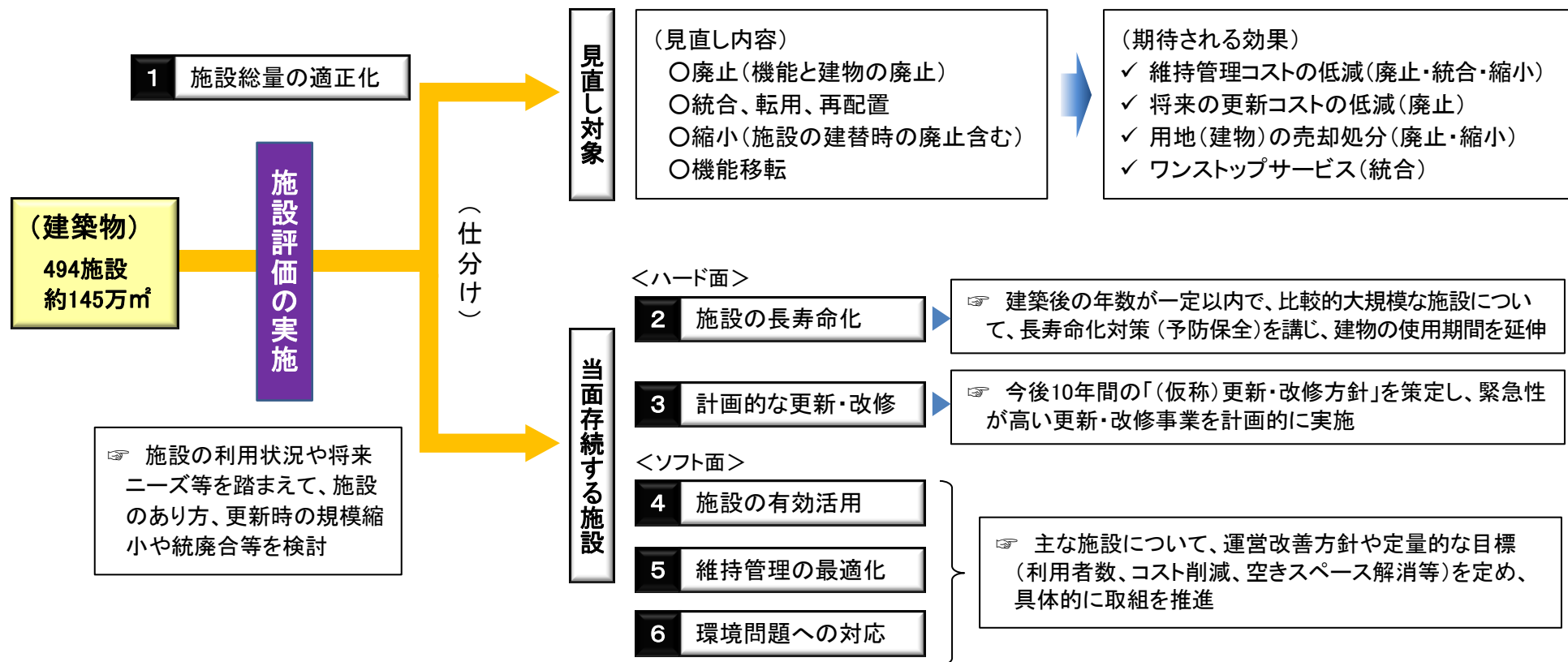
## 県の考え方、取組の方向性

### (意見①②について)

- ➡ 資産価値を最大化するための集約化や転用の視点。利用自体も、場所も含めて運営方法を改善するなどの視点を入れるべき。
- ➡ 建築物については利用状況等を加味してつぶす・つぶさないを議論することも必要。ターゲットを方針中で明らかにしてほしい。

施設の老朽化対策に係る今後の財政負担と将来の人口減少に伴う利用ニーズの変化を考えると、「施設総量の適正化」を図ることが重要な課題であると認識。このため、H26年度～27年度にかけて、以下のとおり「施設評価(施設の棚卸し)」を実施。

### ■ファシリティマネジメント(建築物)の全体像



## ■施設評価の概要

### (1)目的

県が所有する建築物について、老朽化の程度、現在の利用状況や将来のニーズの見通しを踏まえ、長期的な観点から現有建築物の用途や規模の見直しを行うことにより、総面積の縮小を図る。

### (2)評価対象

すべての建築物(494施設)を対象に、統一的な視点で施設の必要性、あり方を評価(棚卸し)

### (3)評価手法

#### 定性的な視点

- 施設で行う行政サービスの政策的必要性、費用対効果  
(施設の機能は、将来も県の政策目的上必要なものか。)
- 行政サービスの他施設での代替可能性  
(機能が必要である場合、民間や他の自治体等の施設で提供される機能では代替できないか。)
- 県有かつ専用の建築物を使用する必要性  
(他の県有建築物の活用や、民間建築物の賃貸、費用補助への変更等ができないか。)

#### 定量的な視点

- 施設規模と利用者数の状況
- 稼働率、定員充足率の状況
- 将来の施設需要の見通し
- 老朽化の程度、維持管理費の水準

### (4)評価結果の中間とりまとめ結果 ※引き続き検討中であり、正式には10/20の本委員会で報告予定

見直しの視点	対象施設例
①利用状況や費用対効果、老朽化の状況、県有施設として保有する必要性等を踏まえて、廃止するもの (将来、更新・改修を要する時点で廃止も含む)	宿舎・職員住宅(知事部局、教育、警察の職員用)、日の出公舎 林業関係施設の一部(現場事務所、材木育種場等) 大津公共職業安定所貸付建物、農業関係施設の一部(倉庫、寄宿舎等)
②利用状況等を踏まえ、機能移転等した上で、施設を廃止	シガインターナショナルハウス、心の教育相談センター
③貸付先に出資し、県有施設としては廃止するもの	公立大学法人滋賀県立大学への貸付財産
④既に統合の方針が決定しているもの	彦根西高等学校、彦根翔陽高校、(現)長浜北高校、長浜高校
⑤既に機能移転等により使用していないもの	(旧)点字図書館、(旧)信楽通勤寮、彦根子ども相談センター(旧)一時保護所 畜産技術振興センター(旧)本館

※廃止施設の多くは老朽化が進行しており、残った建物を利活用できるものはほとんどない見込み。(建物解体の上、用地売却等するものが大半)

## ■今後の「施設総量の適正化」に向けた取組

### (1)ポイントを絞った形での「施設のあり方検討」の継続実施

- 今回の「施設評価」では、これまで統一的な検討を行ってこなかった庁舎等も含めて、すべての施設で棚卸的に評価を実施
- こうした全施設を対象とした評価は、4～5年おきに実施する予定であるが、個別の見直し検討は、来年度以降も継続的に実施予定

#### ＜検討の視点(例)＞

- 今回の評価では不十分であった将来の人口減少等を見据えた施設規模の適正化  
(利用者の減少に合わせた施設規模の縮小 → 空きスペースを活用した施設の集約化、利活用の検討)
- 施設の更新計画検討時の適正規模や施設の集約化(統合、一体整備等)の検討
- 国や市町の施設との具体的な連携方策の検討(空きスペースの相互利用、施設の共同利用、一体整備、機能の棲み分け等)

### (2)建築物の整備時における「総量抑制」の方針の明確化

- 現存施設の不断の見直しに加え、新增設や更新等の際にも、「総量の適正化」を図っていくため、今回策定する「マネジメント基本方針」に、下記のような統一的な方針を定める予定

#### 【建築物に係る基本的な考え方(案)】

建築物に係る維持管理費および更新費を抑制するため、本方針の計画期間終了時点(H37年度)の県全体の施設総量(延床面積)がH27年度末より増加しないことを基本に、計画的な整備を行う。

- 既存施設の有効活用を図り、施設の新増設は、原則として行わない。
- 施設の更新時には、既存施設の活用や集約化・複合化等を図り、延床面積を縮小することを基本とする。
  - 既存施設への移転のほか、施設の集約化や複合化について部局横断的に検討を行うとともに、市町や国の施設との合築や連携の可能性についても併せて検討し、効率的な施設整備を図る。
  - 施設規模は、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分想定の上、適正な規模を設定する。また、1つの施設ですべての機能を備えることを前提とするのではなく、既存施設に共同で利用可能な機能(会議室、ホール等)がある場合は、それらとの補完・連携も図り、必要な機能を確保する。
- 社会情勢の変化に伴う行政需要の変化や法令の要請等に対応するため、施設の新増設や更新時の規模拡大を図る場合にあっては、本方針の計画期間中の削減見込量の範囲内で整備を行うこととする。

(意見③について) ➡ 施設の総量適正化やあり方を考える際には、施設の再配置による地域の活性化といった視点も持つべきではないか。

- 今回の「施設評価」では、主に利用状況や費用対効果といった課題面からアプローチして、施設ごとに見直しを検討
- 「地域の活性化」や「サービス向上(ワンストップ化等)」の視点で総量適正化(施設の再配置)を考えることは、施設の更新や集約化を検討する際の重要な視点の一つ
- このため、整備方針を検討する際には、今後とも、関係市町等の意見も十分踏まえながら、費用面はもとより、「地域の活性化」や「県民サービス向上」などにも留意した施設の最適配置という観点で、個々に判断する方針

(意見④について) ➡ 公営住宅、病院については特に、どのようなバランスで考えていくか、あり方議論が大切となるのではないか。

- 公営住宅および病院の「施設総量の適正化」については、以下の基本的な考え方を(原案)に盛り込む予定

(公営住宅)

- ・ 「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」において、国が示す活用手法の選定を実施し、集約建替や用途廃止を実施する。
- ・ 用途廃止等で不要となった県有地は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う。

(病院)

- ・ 県が策定する地域医療構想に基づき、県立病院に求められる役割を果たすことができるよう、病床数等病院機能全体の適正化に向けた取組を含む次期中期計画を策定する。

(意見⑤について) ➡ 公営企業施設は、料金収入が前提となる施設であり、建築物やインフラ施設と同様に考えることはできない。

- 公営企業施設のうち、特に公営企業法が適用される病院事業および水道事業は、料金収入を前提とした独立採算型の施設であり、県の税金で対応している建築物やインフラ施設とは性質が異なる。

(残りの流域下水道事業と公営競技(競艇)事業も、将来的に同法の適用を受ける方向で検討中)

- このため、マネジメント基本方針(骨子案)においては、建築物、インフラ施設、公営企業施設の3分野に区分して方針等を整理

<施設整備に関する方針(例)>

- 【建築物】 新規整備を極力抑制するとともに、施設の改修・更新時には将来の利用動向等を見据えた適正な規模・水準に是正
- 【インフラ】 ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮し、真に必要な投資へ重点化
- 【公営企業】 将来にわたる収支バランスや経営的視点を踏まえた適切な投資

➡ (原案)においても、3分野の特性を踏まえる形で、方針や取組内容を整理予定

## (2) サービスや負担のあり方、施設価値の評価について

### 【主な意見】

- ① 現状でも、若者世代が行政サービスをしっかり受けられていない感があり、今後、高齢者人口が増加すると、限られた財源が高齢者向け施策にばかり使われることが懸念される。時代の流れに合わせて、対象者それぞれに対する行政サービスの水準も変えていってほしい。(山口委員)
- ② 長寿命化対策の目標が「切れ目ないサービスの確保」であることを明確にすべき。(松田委員)
- ③ 維持更新を念頭に置きつつ、持続可能なサービス提供をどのような形でキープしていくかがポイント。(田中委員長)
- ④ 指定管理者制度に関しては、コスト縮減だけでなく、サービス向上や裁量拡大の視点、「純便益」の考え方を柔軟に捉えること等にも留意が必要。(浅野委員)(田中委員長)
- ⑤ 歳出面のコスト縮減には限界があり、歳入面で利用料をとるようなことはできないか。(山口委員)  
利用料を上げていく方策は、逆に利用者が減る可能性にも留意が必要。(松田委員)

### 県の考え方、取組の方向性

#### (意見①について)

- 国全体の社会保障費で見ると、高齢者関係の経費(介護保険、年金、後期高齢者医療費等)の割合が大きいが、施設サービスの面では、例えば、県の福祉関係施設の割合は、障害福祉施設の割合が最も高く、児童福祉施設、高齢者福祉施設の順となっている。



県の福祉関係施設	施設数	延床面積
高齢者福祉施設	6	6,459㎡ (13.1%)
障害福祉施設	101	26,516㎡ (53.5%)
児童福祉施設	55	16,552㎡ (33.4%)
計	162	49,527㎡ (100%)

- また、市町村が運営する福祉施設の中では保育所の割合が高く、その他に公立小・中学校の施設関係費も支出の相当額を占めている。

※ これまで県では、県と市町との役割分担や、民間施設の充足状況も踏まえて、必要な見直しを実施

(例えば、以前は、県でも老人ホーム等(和風荘、安土荘、長浜荘、さつき荘、福良荘)を運営していたが、H17年度以降の公の施設の見直しにより、廃止や移管済)

#### (意見②～⑤について)

- 県有建築物は、大別すると、一般県民が広く利用する「公の施設(図書館、博物館、学校等)」と、「公用施設(庁舎、試験研究機関等)」に区分されるが、特に「公の施設」では、利用者が負担する使用料や授業料も用いて運営されているという点(受益[サービス]と負担[利用料金]の関係がある点)において、サービスの質との関係性が深い。



- 以前は、「公の施設」の管理は、地方公共団体か、地方公共団体が出資する法人に限られていたが、平成15年9月の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入され、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(→指定管理者)に、公の施設の管理を行わせることができることとされた。
- 県では、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在40施設において、指定管理者による管理を行っているが、法改正の趣旨である「公の施設の管理に民間の能力を活用し、より効果的・効率的な管理を行うことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図る」という点において、一定の効果が表れている。

### ①施設利用者数の増加

延べ利用者数(利用者数を把握している30施設) +41.7万人(11.7%) ※H17~H19平均 356.4万人 → H26実績 398.1万人

### ②サービスの向上

夜間・早朝の利用ニーズに応えるための利用時間の延長や新たなサービスの提供などが進んでいる。

サービス向上の内容	主 な 施 設
利用時間の延長等	希望が丘文化公園、長浜ドーム、アイスアリーナ
積極的な広報等	県民交流センター
自主事業の実施	長寿社会福祉センター(公開講座等) 県民交流センター(会議運営支援、物販等)
新たなサービスの導入	びわ湖こどもの国(スキー合宿、食育イベント等)

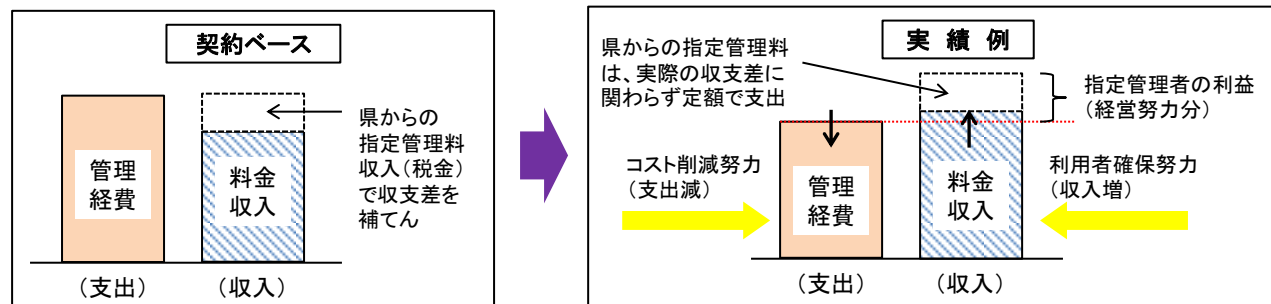
※ その他、接遇の改善、手続の利便性向上など

### ③経費縮減

管理料(県営住宅を除く39施設) 単年度の縮減効果額 ▲7.9億円(▲19.0%)

※H17決算額(制度導入前)41.5億円 → H27予算 33.6億円 (施設の廃止、移管に伴う減少分は除く。)

- また、有料施設のすべてで利用料金制度(→下図参照)を導入しており、指定管理者の経営努力が一定反映される仕組みとなっている。



- 施設の運営・維持管理に税金が投入されている以上、コストの低減を図ることは当然であるが、一方で、県の支出を過度に抑えると、サービスの質が低下し、指定管理者の経営努力に対する意欲をそぐことにもなる。
- 指定管理者の創意工夫を促し、より一層効率的かつ効果的な施設の管理・運営を図るという制度の趣旨も踏まえ、コスト縮減だけでなく、サービスとのバランスや、指定管理者制度のメリットの発揮という点にも留意する必要がある、今年度、以下のとおり見直しを実施

(今年度の見直し内容)

- ①次期指定管理料の参考額(募集時に県が提示する指定管理料の金額)の算定方法を、原則として下記のとおり変更。

	従 来	見 直 し 後
算定上用いる実績の期間	直近2カ年	直近4カ年
算定上用いる実績額	上記期間中の最低額	上記期間中の平均額

- ②施設の維持のため指定管理者が実施すべき小修繕等の範囲として定めていた100万円という一律の基準を撤廃し、施設の規模や実情等に応じて柔軟に設定できるよう運用を見直し。(→ 指定管理者の負担するリスクの軽減)

(今後の検討の方向性)

- ・ 指定管理者による優良な提案や積極的な経費縮減を促す手法を検討。
- ・ 指定管理者による一層のサービス向上を図るため、モニタリングの強化を検討。

- また、県では、従前から施設を活用した歳入確保対策に取り組んでいるが、今後、施設の新増設や更新時には特に、歳入確保やサービス向上の取組を具体的に定めることをルール化する予定

### 【建築物に係る基本的な考え方(案)】

LCC(ライフ・サイクル・コスト)※を把握した上で、その低減に向けて民間活力の活用等により、歳入確保・歳出削減、サービス向上などを積極的に推進する。

※LCC…施設の設計費・建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、維持保全費・運用管理費などの施設運営費(ランニングコスト) および解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」

- 更新(新増設)する全ての施設についてLCCの把握・低減策の検討を行う。また、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行い、制度的な支障がなく、かつ一定以上の効果が見込まれる場合は、その積極的な導入を図る。  
(ただし、平成27年度末時点において実施方針決定済の事業については対象外とする。)
- 更新(新増設)による施設の付加価値向上や機能の見直しに併せて、歳入確保策や、維持管理費等の歳出削減策をハード・ソフト両面から検討し、具体的な内容を定めた取組方針を施設ごとに策定する。



## (参考)施設を活用した歳入確保の主な取組(ネーミングライツ)

### 【現状】

- H24年10月 ネーミングライツ導入ガイドラインの策定
- H24年12月 びわ湖ホールで募集開始
- H25年 9月 募集対象施設を拡大(文化施設等11施設)
- 12月 募集対象施設を拡大(都市公園等6施設)
- H26年 2月 「県民の森」でネーミングライツ契約締結
  - 愛称:滋賀日産リーフの森 ○契約の相手方:滋賀日産自動車(株)
  - 契約金額:年額60万円 ○契約期間:H26.4.1~H31.3.31(5年間)

### 【取組の拡充】 ※H27年9月10日から実施予定

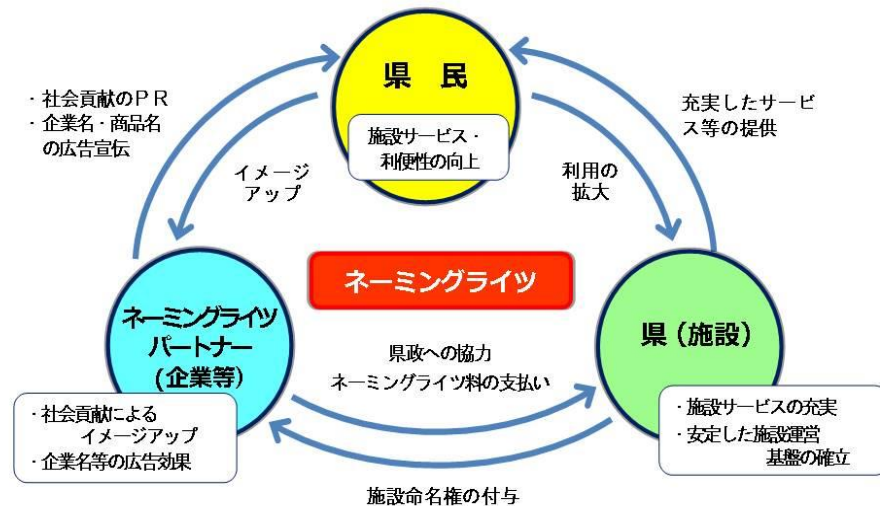
#### (1)「施設特定型」募集制度の見直し

- ①新たな募集施設の追加 アイスアリーナ等 7施設 7箇所
- ②継続募集施設(17施設23箇所)の魅力向上  
パートナー特典の強化等 8施設 8箇所

#### (2)「提案型」募集制度の新設

ネーミングライツパートナーとなることを希望する企業等から、導入を希望する施設やネーミングライツ料、契約期間等の提案を幅広く募る制度を新たに創設

滋賀県では、県民、ネーミングライツパートナー(企業等)、県の三者が、共にメリットを享受できるよう、「三方よし」の理念のもと、ネーミングライツを推進しています。



施設区分	施設名			ネーミングライツ料 (希望額・年額)	施設区分	施設名		ネーミングライツ料 (希望額・年額)
文化施設等	びわ湖ホール	大ホール	(大津市)	1,000万円	社会体育施設	県立体育館	(大津市)	330万円
		中ホール		500万円		県立武道館	(大津市)	220万円
		小ホール		200万円		彦根総合運動場の野球場	(彦根市)	370万円
	希望が丘文化公園の陸上競技場		(野洲市)	200万円		長浜ドーム(宿泊研修館含む)	(長浜市)	420万円
	文化産業交流会館	イベントホール	(米原市)	280万円		①新 アイスアリーナ	(大津市)	380万円
		小劇場		80万円		②新 スポーツ会館	(大津市)	150万円
	青少年宿泊研修所「青年の城」		(竜王町)	250万円		③新 琵琶湖漕艇場	(大津市)	40万円
森林公園等	山門水源の森		(長浜市)	100万円	④新 柳が崎ヨットハーバー	(大津市)	20万円	
	近江富士花緑公園		(野洲市)	300万円	⑤新 ライフル射撃場	(大津市)	10万円	
都市公園	びわこ文化公園の夕照庵		(大津市)	40万円	⑥新 栗東体育館	(栗東市)	150万円	
	奥びわスポーツの森		(長浜市)	130万円	⑦新 伊吹運動場	(米原市)	20万円	

### (3) 負担の平準化、県財政への影響等について

#### (主な意見)

- ① 負担の平準化。財政負担が一気にどこかの年度に来ると難しいことになる。(田中委員長)
- ② 現状どおり使用する施設が多いという今の取組の延長線上で、財源的に本当に今後の老朽化対策に対応していけるのか心配。(山口委員)

#### 県の考え方、取組の方向性

#### (意見①②について)

施設の老朽化問題を考える上で、後年度のコスト(財政負担)の縮減・平準化を図ることが重要な課題であり、対策としては主に次の3点

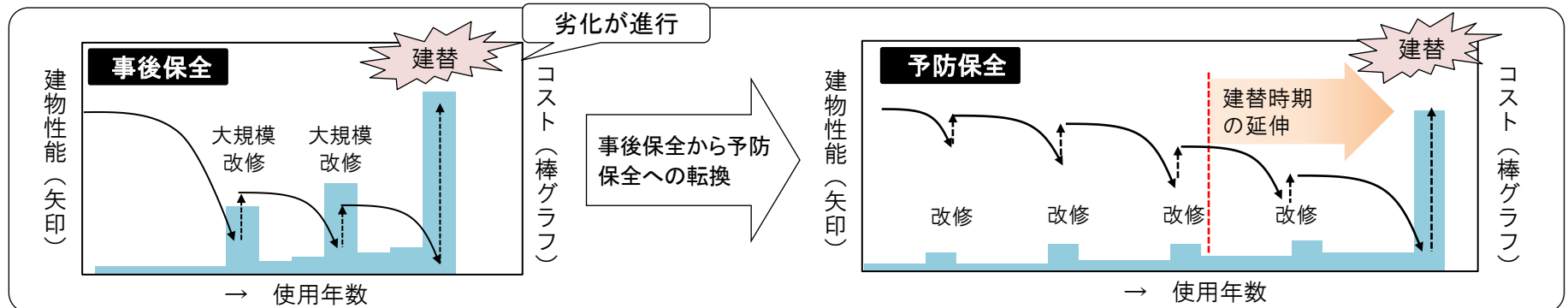
- 施設総量の適正化 → 施設量そのものを減らすことで、更新・改修、維持管理に係るコストを縮減(即効性のある対策)
- 施設の長寿命化 → 予防保全を実施し、施設の使用期間を延伸することで更新コストを平準化(効果発現まで一定期間を要する対策)
- 計画的な更新・改修 → 緊急性が高い更新・改修事業を選別し、その他の事業を先送りすることで、コストを平準化(即効性のある対策)

#### (参考)施設の長寿命化

#### 【長寿命化対象施設】

長寿命化対策による効果(使用期間:通常50年→65年)が期待できる、下記のいずれにも該当する施設を基本に選定(約130施設:面積ベースで全体の約4割)

- 年数要件: 建築後の経過年数が、35年以内
- 規模要件: 棟当たりの総面積が500㎡以上



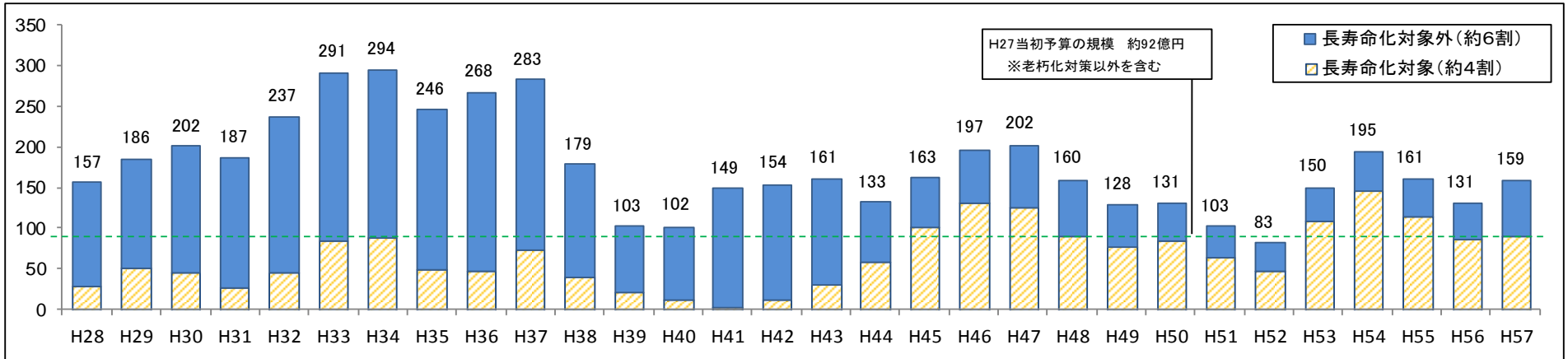
## 今後30年間の将来負担額の推計(建築物) ※国体等の個別事業の影響は除く。

### 対策前

→ すべての施設について、大規模改修を30年目、更新を50年目に実施するものとして、所要額を推計(施設規模は現状維持と仮定)

所要額:30年間 約5,300億円(177億円/年)

(単位:億円)



### 長寿命化対策実施後

→ 長寿命化対象施設は毎年度必要な予防保全工事を実施。その他の施設は上記と同じ

所要額:30年間 約3,760億円(125億円/年)

(単位:億円)

